

令和 年(家 )第 号

令和 年 月 日

京都家庭裁判所 御中

届出人 (□申立人・□相手方) \_\_\_\_\_ ㊟

固定電話 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

携帯電話 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

## 現住所及び送達場所等の届出書

(□の該当箇所にレ印をする。)

私の現住所及び送達場所等は次のとおりです。

### 1 現住所【現実に生活の本拠としているところを記載する。】

申立書に記載のとおり

〒 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 都・道・府・県 \_\_\_\_\_ 市・郡 \_\_\_\_\_ 区・町・村  
\_\_\_\_\_ 様方

上記の現住所は住民登録を  行っている。  行っていない。

### 2 送達場所 (裁判所からの郵便物を受け取るのに便利な場所)

上記1の現住所

次の場所を届け出ます (□実際に住んでいる。 □住んでいない。 )。

〒 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 都・道・府・県 \_\_\_\_\_ 市・郡 \_\_\_\_\_ 区・町・村

あなたと送達場所との関係 (□就業場所, □実家, □ \_\_\_\_\_ )

※あなたが実際にはいない場所を送達場所として指定する場合には、別途「送達受取人の届出」が必要ですので、担当書記官にお問い合わせください。

### 3 審判書<sup>1</sup>や調停調書<sup>2</sup>に、上記1の現住所を記載し、反対当事者にその情報を開示することに支障がありますか。

支障はない。→裏面の記載は不要です。

支障があるので、裏面のとおり上申します。→裏面にも記載してください。

<sup>1</sup> 裁判所の決定 (審判) の際に作成される, 決定内容を記載した書面

<sup>2</sup> 調停が成立した時点で作成される, 合意内容を記載した書面

※前記3で「支障がある。」にレ印をした場合には、以下も必ず記載してください。

## 現住所秘匿の上申書

下記1の理由がありますから、審判書や調停調書には、私の現住所を記載せずに、下記2の場所を記載してください。

### 1 反対当事者に情報を開示することに支障がある理由

- 事件の関係人である未成年者の利益を害するおそれがある。
- 当事者や第三者の私生活・業務の平穏を害するおそれがある。
- 当事者や第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じるおそれがある。
- 当事者や第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者の名誉を著しく害するおそれがある。
- その他（具体的な理由を書いてください。）

---

---

---

---

### 2 審判書や調停調書に記載されることを希望する場所

〒 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 都・道・府・県 \_\_\_\_\_ 市・郡 \_\_\_\_\_ 区・町・村  
\_\_\_\_\_ 様方

あなたと上記場所との関係（住民票上の住所，実家，就業場所  
 \_\_\_\_\_）

#### （ご注意）

審判書や調停調書へあなたの現住所を記載せずにそれ以外の場所を記載するかどうかについては、裁判官の判断によりますので、「支障があることについての具体的な事情や理由」は、できるだけ詳細にお書きください（記載欄が不足する場合は、適宜の用紙を足してお書きください。）。